

会議録

会議の名称	令和7年度第1回和泉市ごみ減量等推進審議会
開催日時	令和7年7月29日(火) 14時00分から15時15分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	中野会長、山川副会長、関戸委員、飯阪委員、遠藤委員、 赤阪委員、橋本隆次委員、久禮委員、日原委員、岡室委員、 村上委員、橋本恵委員、野依委員 (以上13名 順不同)
事務局	環境政策室生活環境担当
会議形態	公開 傍聴者1名
会議の議題	1. 資源ごみ持去り防止対策の方向性について 2. 高齢者等ごみ出し支援事業実施の方向性について その他 ・次回審議会(令和7年秋頃開催予定)での議事内容について
会議録の 作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の 確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている。 ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている。
【事務局】	ただいまより、令和7年第1回和泉市ごみ減量等推進審議会を開催させていただきます。 私本日の司会を務めさせていただきます環境政策室の岸田でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 初めに、本日の審議会を開催するにあたりまして、委員総数15名のうち、13名が出席されておりますことから、審議会規則第6条第2項の規定により、全委員の過半数を超えておりますので、当審議会は成立していることをご報告させていただきます。 【本審議会の役割について説明】 また、当審議会は公開としており、傍聴を認めておりますので、よろしくお願いいたします。

【副市長】	それでは、開会に先立ちまして、森吉副市長よりご挨拶を申し上げます。 【副市長あいさつ】
【事務局】	それでは、本日出席されております委員の皆様をご紹介します。 【出席委員紹介】 以上、本日まで出席いただいております委員の皆様でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 ここで森吉副市長は公務のため退席をさせていただきます。 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 【事務局職員紹介】 以上で事務局職員の紹介を終わらせていただきます。 本日の審議会において、傍聴者が1名であることをご報告させていただきます。 それでは、議事次第に基づきまして、進めさせていただきます。 中野会長、どうぞよろしくお願いいたします。
【議長】	皆様こんにちは。 酷暑の中ご苦勞様でございます。 順次、議事次第に沿って進めていきたいと思います。先ほどの副市長様からのご案内の通り、議題は2つで、1つは資源ごみ持ち去り防止対策の方向性についてでございます。 後半、2つ目は、高齢者等持ち出し支援事業実施の方向性についてでございます。 初めに議題1の資源ごみ持ち去り防止の方向性について、事務局からご説明をお願いいたします。 【事務局説明】 資源ごみ持ち去り防止の方向性について
【会長】	ありがとうございました。 このことについては今年の1月28日の審議会でも、皆さんからのご意見を伺っておりますが、ご説明の通り、持ち去り行為

	禁止に関する条例を制定する方向で、背景や、条例の考え方や、委員の考え方についてご説明いただきましたけれども、ご質問から伺いたいと思いますがいかがでしょうか。 それでは条例化に向けて、制定する方向で検討するということになっていますが、この条例をより良くするために、もう少しこういうことも考えたほうがいいのかいなどは、何かご意見ございましたらよろしく願います。
【委員】	資料で本市の考え方で、警察に確認したところ犯罪行為にあたる場合がありますという、非常に曖昧で、犯罪にあたる場合とあたらぬ場合があると解釈でき、非常にわかりにくいご説明だったと思います。 どうということが罰則、犯罪行為に当たるのか、お答えいただきたい。条例制定は、罰則規定を制定しない形で考えているようですが、持ち去り行為に関するモニタリング調査において『一定の効果が出た』ということからも罰則をつけていかなないと慣れによって、必ず効果が減少してくるものと思います。 効果が減少してから罰則強化を考えるのか、当初から、他自治体がやっているこの罰則規定を制定した条例改正は考えていくのかお伺いします。
【議長】	ありがとうございます。 罰則についてのご意見だったと思いますが、犯罪行為の線引きはどのようにお考えでしょうか。
【事務局】	警察に確認したところ、概ね犯罪行為に当たるものの、明確に窃盗であるという言及は控えてほしいと言われています。通常、人のものを盗ったら窃盗とってしまうのですが、警察からは犯罪行為に当たるという表現で伺っておりまして、基本的には所有権を明確にしていれば犯罪行為にあたると聞いています。 2点目の罰則規定の制定ですが、今のところ、検討しておりませんが、その理由は、持ち去り行為自体は罰則ではなく犯罪行為にあたるものになりますので、条例での罰則規定を設ける予定は今のところございません。 ただ、何もしないわけではなく、命令したうえで、それでも従わない場合は公表する形で進めていきたいと考えています。

【議長】	よろしいでしょうか。他にご意見ありますか。
【委員】	今、命令や指導、そういう措置を盛り込むと説明がありました。最低それぐらいは規定した方がいいと思います。 犯罪行為の表現に関しても、言い切った方がよいと思います。 事務局の説明で、貼り紙を貼っておいて、どの業者に持っていつてもらおうという意思表示するのがはっきりすると思うし、貼り紙をしていたら犯罪になるという形で言い切った方がいいと思います。
【議長】	ありがとうございます。 条例の中に、それを明文化するということだと思いますが、そのお考えはありますか。
【事務局】	命令・指導・公表については明文化する方向で考えています。 お渡ししています貼り紙は本市ホームページでも、例示でお示ししていますが、持ち去り条例を制定すると、他の自治体で実施している貼り紙だと、条例の中で持ち去り行為の禁止を決めていますということも、書かれて例示されているケースもございますので、貼り紙と条例制定による相乗効果を出そうと考えています。
【議長】	つまりこの貼り紙に、持去り行為禁止が条例によって決められており、命令や指導などの可能性があることを書くということですか。
【事務局】	その通りです。
【議長】	他にいかがでしょうか。 私から伺ってよろしいですか。 資源ごみを持ち去られたということを、例えば市役所に電話するときに、どういうふうに伝えたらいいですか。 証拠というか持ち去られたということをどういうふうに、証明したらいいでしょうか。

【事務局】	持ち去られたケースですが、夜中や早朝に収集業者が回っているときに、持去り行為を目撃し、たまたま自分の家の前で音がするので、持ち去り現場を見たなどというケースが多いです。
【議長】	それが犯罪ということになると、何かその犯人が私はやってないという可能性もあると思いますが、目撃し何か音がしたこと、市としてもう動いていただけるということでしょうか。
【事務局】	持去り行為の確認については、実際に、資源ごみが持ち去られていることは、証拠としては残ることから、証拠を見た上で、行為者に対して命令・公表という流れで処分するものと考えております。
【議長】	いかがでしょうか条例化したことによって効果が見込めると思います。
【委員】	先ほど、この注意紙に条例のことを書くって言っていましたが集団回収も条例に含みますか。
【事務局】	集団回収も条例に含める予定です。
【委員】	イメージが湧かないですが、ガサガサと音がして誰かが持っていく、それを目撃しました。 誰が持っていたのかわからないのではという疑問があるのですが。
【事務局】	不法投棄を見かけた場合は、本人に直接指導せずに、写真を撮っていただくようお願いしております。その行為がわかる画像データをご提供いただけたら警察と協議のうえ対応しております。 資源ごみの持去り行為についても、不法投棄対策と同様に、持ち去りの行為を見かけたら、写真を撮っていただいて、もし写真が撮れなかった場合でも、連絡いただいたら、パトロール強化や、いろいろな対策を講じて参りたいと考えております。
【委員】	収集業者にも、持去り行為を見かけたら、写真撮影や、メモを取るなどの対策をお願いするのですか。

【事務局】	まだ条例制定はしてないですけども、一部収集業者が収集時に持去り行為を見つけた場合は、その行為者に対して注意はしていただいております。また、その行為を撮影した動画も情報提供していただいております。 また、収集業者の組合にもミーティングさせてもらったのですが、今後条例を制定するにあたって、行為を見たときの連絡や情報提供、行為者に対して、どのように対応すべきかということをこれから組合と協議のうえ、禁止行為として、取り締まり等々していきたいと考えております。 参考資料１－２、和泉市の有価物の集団回収業者は登録制で、その登録業者宛に、令和６年１０月２１日付で、資源ごみ持ち去り事案の連絡について依頼文書もお送りしています。 近年、市内各所で資源ごみの持ち去り事案が発生し、特に古紙類については軽トラック等を使用して、持去りを行う悪質なケースがあることから本市では持ち去り被害防止対策について検討していて、被害の状況把握のため、集団回収時に資源ごみ持ち去りや、目撃された場合はご連絡を依頼しています。 収集業者、集団回収業者にも、同様のお願いをしています。
【議長】	他によろしいでしょうか。
【委員】	先ほど資源ごみの持ち去りの件で、後からその持去り行為がわかった時に防犯カメラにその実際の人物が映っていた場合、それも対処してくれるのかお聞きします。
【事務局】	防犯カメラ等に映っているご連絡があれば、警察が内容を確認することになり、持去り行為の場所が分かって、そこにカメラがあれば、警察による確認は可能と考えられます。
【委員】	２点確認がございます。
	まず１点目は、貼り紙を貼っていなかった場合は、資源ごみを持って帰ってもいいということですか。 これは貼り紙を貼ってなくても、この条例がある点で、持去り行為の規制がかかるっていう認識でいいですか。

【事務局】	まず、現在、持去り行為禁止の規定を定めた条例がない状態ですので、もし貼り紙がない状態で、資源ごみを出しているとする、ご説明にもありましたように、無主物ということで所有権がないものになりますので、たとえ持去り行為があったとしても、犯罪行為になりにくいということになります。 ただ、条例において持去り行為自体や、持去り行為を禁止する品目や、行政回収、集団回収の収集形態において条例で規定すると、たとえ貼り紙がなくても、持去り行為を禁止するという規制を掛けるということになります。
【委員】	それともう1点、先ほどからご説明にあります罰則に関するのですが、市が考えている条例（案）では、指導・勧告、よくいって命令・公表までということですが、例えば指導するにせよ勧告するにせよ相手が特定できなければ無理かなと思いますが、例えば私の家の前で持っていく方がいるとして、私の家の防犯カメラなどで、特定できるとした場合、その家の方が市にまず通報して、市を通じて警察に話がいったら、警察がその相手を特定して、市に答えが来るという流れですか。
【事務局】	まず、市で条例によって持去り行為禁止の網をかけていますので、持去り行為が判る証拠がでて、条例違反の恐れがあるということでご相談を受けた上で、警察が捜査した結果、行為者が特定できれば、指導・勧告し、それでも改善しない場合は命令・公表の流れで進めていきたいに考えています。
【委員】	例えば、先ほど申し上げたように、家の前に持去り行為をしている車両のナンバープレートが分かったとして、軽自動車では和泉ナンバーであれば、所有者は和泉市でわかります。 普通車であれば陸運局で調べることになると思いますが、それを突き止める作業は市がするのですか。警察がするのですか。
【事務局】	市が行います。
【委員】	少し違った観点かもしれませんが持去り行為禁止の対象品目を缶・ビン、古紙、古着にすることですが、それ以外の品目は持って行っても違反にならないということですが、その取り

	扱いが、どうなるのかというのが、1点目の質問です。 もう1点は、今も関わることもかもしれませんが、他の自治体で罰則なしが4自治体あって、他は大体、命令・公表などの何らかのルールがあって、和泉市の考え方がどこに一番近いのかという点と、それと、市がパトロールの実施や、通報の窓口になって対応するとなると、そのコストもかかってくると思われますが、それをどう考えるのかというのが2点目の質問です。
【事務局】	対象品目に指定する、缶・ビン、古紙類、古着類というのは、有価物であり、リサイクル業者に売れるものでありまして、集団回収の団体も、それを売却して収入にされており、市も回収して売却しております。有価物を売却して収入にすることでごみの処理コストを軽減している意味合いがございます。 そのことから、基本的には持ち去り行為禁止の対象品目を有価物だけに絞って、条例を制定しようと考えております。 罰則の件ですが、先ほど申し上げた通り、基本的には、人のものを盗る行為自体も窃盗という犯罪行為に当たるので、そういったことも周知した上で、この資源ごみの持ち去りについては、指導、勧告、命令、公表という流れで対応したいと考えております。
【議長】	罰則を規定することでおどし効果はあるかもしれないけれども、罰金は定めなくていいというお考えですか。
【事務局】	そうです。
【議長】	では、時間がありますので、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。 次に、高齢者等ごみ出し支援事業実施の方向性について、よろしくお願いいたします。
	【事務局説明】 高齢者等ごみ出し支援事業実施の方向性について
【議長】	はい。ありがとうございました。

	すでに、ごみ出しの困難な方について支援はしているけども、相談件数の増加や、サポーター制度の支援体制の地域差もあって、相談の多くが解決できていないので、環境行政において取り組むべき喫緊の課題となっているということで、方法や対象者についてご説明がありましたけれども何かご質問はございませんでしょうか。
【委員】	ごみ出し支援の府内調査結果ですけど、いつ調査をしたのかと、和泉市のホームページを調べさせてもらったのですが、おたがいさまサポート制度は和泉市のごみ出し支援の事業に入らないのかをお聞きします。 また、府内調査結果を見たら和泉市は実施の有無、事業者、担当部局、全部空白となっていますが、その理由をお聞きします。
【事務局】	この調査結果につきましては今回の審議会資料を作るにあたって、令和7年度に実施自治体に聞き取り調査したものをここに示させていただきます。 ごみ出し支援事業は他市ではふれあい収集やふれあいサポート収集と言われている名称ですけども、和泉市では戸別収集と、ステーション収集でごみ収集を行っており、家庭系ごみの収集は収集運搬業者に委託してしまして、ごみ収集作業はパッカー車の近くでなるべくとるようにしています。収集作業の際に、ごみが散乱するなどのリスクがあるので、なるべくそのようなリスクを少なくする為におこなっていますが、高齢化も進んで参りまして、なかなかステーションまで持っていくことが難しいという相談がかなりありまして、ステーションを廃止して戸別収集できるところはなるべく変更するなどして対応しています。 しかし、それでもできないところについて、作業員が収集車両から、その場所まで、歩いて取りに行くのを今回しようとするものです。 補足として、このチラシは、高齢介護室が実施しているおたがいさまサポーター事業がグラフ表に入っていない理由は、地域の住民やボランティアが介護や介護予防、買い物、調理、洗濯、掃除、入浴の介助、ごみ出しを含めた様々なサービスを行ってしまして、他の自治体がおこなっていますごみ出しに特化している事業でないためです。

【委員】	市の福祉部局の方で実際の事業をされていまして、ある意味、皆さんの善意に頼るのは限界かなということがありまして、何度か過去の議会でも環境部局で支援をやって欲しいという要望もしていたなかでこういった形で取り組まれることを大変ありがたく思っております。 その上で何点か確認・質問等させていきたいと思います。 まず現在、市内のごみ収集の形態には3つあると理解しておりまして、1つ目は戸別収集で家の前までパッカー車が来てくれて、持って帰っていただけるもの。 もう2つが集団収集ということで、その集団収集も2つに分かれていまして、マンション・アパートとして共同住宅のごみステーションというものと、戸建てに住んでおり家の前が狭いということで近所の方で1カ所に集約してごみ収集してもらうために設置しているというところがあるかと思います。 まずですねこの3つのパターンのそれぞれの世帯数を教えてください。
【事務局】	令和7年の6月末時点で、本市の世帯数は全体で83,496世帯ございます。 戸別収集が全体の4割で約33,300世帯、マンション等の共同住宅のステーション収集も全体の4割で約33,300世帯、狭あい道路等の理由によるステーション収集は、全体の約2割で、16,700世帯と考えてございます。
【委員】	今回関係があるのが最後に答えられた狭あい道路等の理由によるステーションと思っていまして、割合でいいますと2割と世帯数が16,700世帯ということでした。 次の質問ですが、配布資料の中で議題2という資料の中段あたりに、丸印がありまして、高齢化率、その次に介護保険の認定者のみ世帯数という記載があり、こちらにつきましては、まず、介護保険の認定者のみの5,710世帯、高齢者はこれが一定目安と思いますが、対象とされる障がい者については、記載がないですがどのように数は把握されているのでしょうか。
【事務局】	市全体で、障がい者がいる世帯が、令和7年3月末時点で9,840世帯ございます。

	狭あい道路等が理由によるごみステーションの収集が全体の2割で1,968世帯です。 この数字は、すべての身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を含んだもので、関係課に確認したところ、障がい者のみの世帯は把握していないと聞いてございます。
【委員】	狭あい道路のところに住んでおられる障がい者の世帯、障がい者1人でもおられるのが、1,968世帯おられると、障がい者だけで狭あい道路に住んでいる方の数がわからないということだったかと思います。 次に、資料の裏面の対象者のところをそのまま読み上げますと対象者、支援事業の対象とする方は、以下の方のみ、またはいずれかで構成している世帯、とあるのですが、具体例を示しながらもう少し詳しく教えてもらえたらと思います。
【事務局】	支援事業で対象としている世帯の考え方でございますが、資料で記載しております対象の方で構成されている世帯について、例としてお示しいたしますと、例えば3人世帯で、世帯員が全員この支援事業の世帯、対象者に該当する場合は対象世帯となり、世帯のうち1人でも、対象外の方がいらっしゃればこの支援事業の対象外の世帯となります。 また、構成員の一部の方が、施設入所されていても、残りの構成の方が自己居住をされていて、この支援事業の対象者でありましたが、支援事業の対支援事業の対象世帯となります。
【委員】	考え方をお示しいただいて、内容的に理解しましたが、今後、いろいろ精査していく中で例えば、3人でお住まいで1人が障がい者でないという場合は除外となるのですが、障がい者でない方が小さい子供の場合では除外となると受けとめていますので、今後検討していただくよう、指摘しておきます。 今後市内の清掃事業者さんにもお願いして来年度から実施された場合に、今の時点でどれぐらいの世帯数を想定しているのかという点と、それに幾らぐらい予算かかるのかというのがわかれば教えてください。

【事務局】	審議会資料の今後の予定の項に示しております通り、令和8年4月より実施予定としておりますことから4月以降に順次この事業についての周知を進めていきます。 そのことから、実施当初の令和8年度の実施世帯数は、50世帯程度と想定してございます。 実施世帯数に応じて、収集運搬委託料の増額措置を講じる予定で、具体的な金額については、現在積算中でありまして、令和8年度において算定して参りたいと考えてございます。
【委員】	想定では50世帯程度ということで、意外に少ないという感想で受けとめており、この事業に要する予算、現在積算中とのことですが、予算に対して国なり府の補助金があるのですか。
【事務局】	高齢者等のごみ出し支援実施に伴う国からの補助金と財政措置についてですが、総務省が、高齢者等世帯に対するごみ出し支援に関する特別交付税措置というのがございます。 措置率は50%という形で総務省が示してございます。 具体的に申し上げますと、ごみ収集事務の一環として実施する場合は、戸別収集に伴う増加経費が交付税措置の対象に挙げられます。
【委員】	財源について、一部、国からの補助もあるということですね。 では、最後に意見を少し申し上げますが、高齢者のごみ出し支援については議会でも要望してきたなかで、その当時の議論で、ごみステーションまで遠い方で、100メートル以上離れているという方もいらっしゃると思います。 そのような場所は、山間部が多いという中で我々も南部に住んでいるので分かるのですが、身体の不自由な方もしくは高齢者、健常な高齢者であっても、朝方にごみを出すとか、冬場であれば真っ暗ですし、山間部であれば、道が凍っているなど、いろいろな心配事がある中で、制度の検討を感謝しておりますし、障がい者についても検討いただいたということで、ありがたいですが、それに加えて、今回妊婦も対象ということなので、職員の配慮にも感謝をしているところです。

	市役所に相談された方が10件ですが、私とか飯阪議員もいらっしやいますけども、多分もっといろんな方が我々にも相談があるので、実際は50世帯より上回ることはないと思います。 その辺り、我々も予算は賛成というか、この場では言えませんが、後押ししていきたいと思っていますので、やり始めはどんどん増えていく事業だと思いますので、しっかりと継続できるような、理論武装しながらやっていただきたいと要望します。 【議長】 事業を始める限りは、持続可能にしていただけるようにしてほしいとのご意見ですが、対象者について、ご家族に健全な方がいらっしやっても子供ってということもあるので、条件や対象者をはっきり書いてありますが、この点についての何らかの措置を検討するのかどうかということをもう少し具体的にご検討いただきたいと思います。 議題1・2とも一応今、実際に深刻な問題で、市の方で非常に良い方向をお考えいただいております、先ほどのご意見の通り、より持続可能で、良い方向に進めていただきたいと思います。 他に全体を通してご意見がなければ、終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。 ありがとうございました。 これで本日の案件はすべて終了いたしました。 それでは司会を進行司会の方にお返しいたします。 【事務局】 ありがとうございました。 その他としまして、次回、審議会での検討事項について、ご説明いたします。 【事務局説明】 第6次和泉市一般廃棄物処理基本計画の策定について 以上をもちまして、令和7年度第1回和泉市ごみ減量等推進審議会を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
--	---